

自家用車臨時災害見舞金のご案内

- 令和5年台風2号大雨災害により使用していた自家用車が被災し、廃車となった方に臨時災害見舞金を支給します
- 見舞金を受給するためには、**申請手続きが必要**です

見舞金の支給額

廃車となった車1台当たり
3万円
※使用者**一人当たり1台のみ**申請可能

見舞金の支給時期

豊橋市が申請書を受理した日から
4週間以内が目安です。
(口座振込の場合)

申請できる方

令和5年6月2日時点で豊橋市に住民票がある方（個人）で、
申請対象となる自動車の使用者である方

対象となる自動車（以下の2点をどちらも満たすもの）

- ①自家用の自動車（日常生活のために使用していた自動車）
※大型自動二輪車、普通自動二輪車、大型特殊自動車、小型特殊自動車は除く
※自動車検査証に記載されている有効期間が令和5年6月2日以後のもの
- ②大雨災害によって廃車となった自動車
※本制度における廃車とは、一時抹消登録、永久抹消登録、滅失・解体の届出を行った自動車、災害によりやむを得ず名義変更が必要となった自動車、又は保険会社が全損として扱った自動車をいいます。

申請期間・方法

令和5年8月1日（火）から令和5年10月31日（火）まで受付
必要書類を、臨時災害見舞金事務局へ郵送または持参で提出

必要な書類

- ①**支給申請書兼請求書**
※申請は、自動車の使用者が行ってください。
- ②**本人確認書類の写し**
・運転免許証、マイナンバーカード(表面)など

裏面もご確認ください

必要な書類（続き）

③見舞金受取口座の情報がわかるもの（口座振込みの場合）

- ・通帳の写しなど（申請者の口座に限ります）

④廃車等の事実証明書

- ・自動車販売業者・整備事業者や損害保険会社が、廃車の事実を証明する書類です。ホームページから様式をダウンロードし、廃車手続きを行った事業者等に依頼して、証明書を作成してもらってください。

※事業者等によっては証明できないこともあります、一度ご確認をお願いします。

④の書類があれば、必要書類はここまでです。

④の書類が用意できない場合は、以下の書類が必要です

⑤自動車の使用者と、廃車したことがわかる書類の写し

- ・登録事項等証明書、検査記録事項等証明書、自動車点検証返納証明書など

⑥大雨災害により被害を受けたことがわかる書類の写し

- ・自動車の被害が記載された罹災届出証明書
- ・リース契約、車両保険金等の手続に関する書類で、水没等の被害であることが記載されているもの

<お問い合わせ>

豊橋市臨時災害見舞金事務局

☎080-3687-0166

受付時間 平日9時～17時